

# お知らせ

トップ > お知らせ > 緊急事態宣言に伴う全国的な旅行に係るGo To トラベル事業の取扱いについて

2021.01.07

## 緊急事態宣言に伴う全国的な旅行に係る Go To トラベル事業の取扱いについて

Go To トラベル事業については、令和2年12月28日（月）から令和3年1月11日（月）までの間、全国において、本事業の適用を一時停止しているところです。

今般、緊急事態宣言の発令を受け、全国的な旅行に係る本事業の取扱いについて、一時停止措置を延長することとしましたのでお知らせいたします。

### 1. 緊急事態宣言に伴う全国的な旅行の取扱いについて

#### （1）新規予約・既存予約の取扱い

- 新規予約・既存予約を問わず、全国において、1月12日（火）から2月7日（日）までの間、本事業の適用を一時停止します。

※2月1日（月）以降の旅行・宿泊商品については、従来より、本事業を適用した販売は認められていません。

### 2. キャンセルの取扱い

#### （1）新規予約・既存予約の取扱い

- （1）の既存予約（1月7日（木）18時までにされていた本事業を適用した旅行の予約とします。）について、12月14日（月）18時から1月17日（日）までの間、無料でキャンセル可能とします。

※既に旅行者がキャンセル料を事業者へ支払っている場合、旅行者は事業者に対して、返金を求めることが可能。

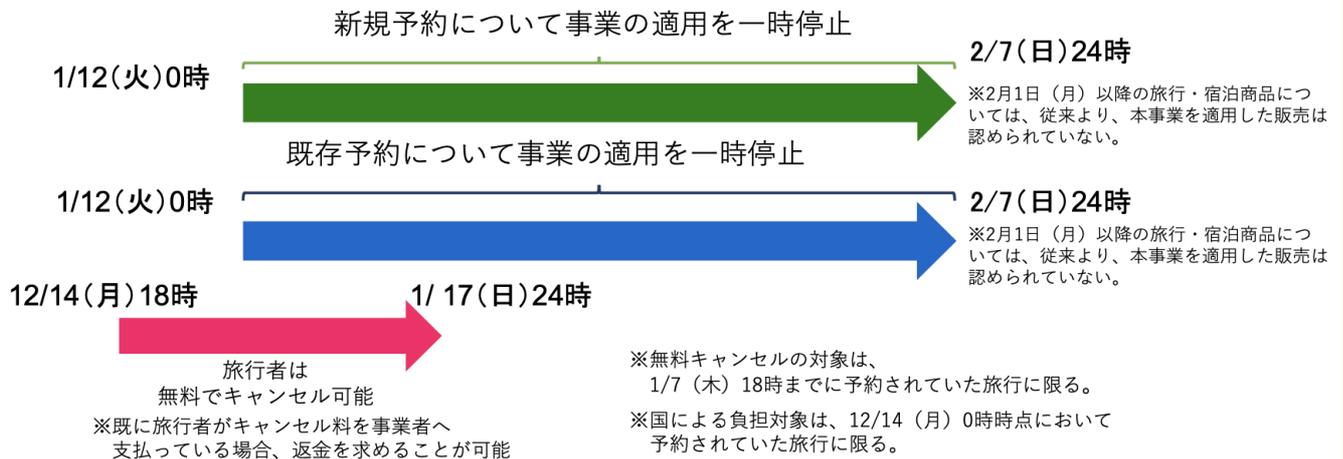
GoToトラベル事業を適用した旅行・宿泊商品の販売は、現在、1/31(日)までのものについて行われているところ、  
(1) 新規の予約・既存の予約を問わず、全国において、1/12(火)から2/7(日)までの間、本事業の適用を一時停止  
(2) (1)の既存予約について、12/14(月)18時から1/17(日)24時まで、無料でキャンセル可能

→ 事業者に対し、キャンセル料見合いを本事業の予算から負担

(キャンセル料発生の有無に関わらず一律旅行代金の35%(上限は1万4千円/人泊))

※無料キャンセルの対象は、1/7(木)18時までに予約されていた旅行に限る。

※国による負担対象は、12/14(月)0時時点において予約されていた旅行に限る。



[クリックして拡大](#)

[お知らせ一覧に戻る](#)

[トップページに戻る](#)

[よくあるご質問・お問い合わせ・コールセンターはこちら](#)

[サイトマップ](#)

[推奨環境](#)

[プライバシーポリシー](#)

[音声コードによるご案内](#)